

広報 第17号

町のすがた
(8月1日現在)人口 男 3,492人
女 3,835人
計 7,327人
世帯数 1,556

事故もなく楽しい夏休みを

◎規則正しく健康で明るい日々を
過すように致しましょう

第二回三島町臨時議会
審議会条例、外
きまる

第二回三島町臨時議会が
七月十九日招集告示され、
七月二十三日に会期一日間
で開会された。議員十八名
全員出席で、町長提案の五
議案全部原案のとおり可決
された。

町長提案の議案は次のと
おりである。

一、三島町都市計画審議会
条例の制定について
(昭和四十三年に新都市
計画法が制定され、新
潟県では、新潟市を中心
とした地区と、長岡市を
中心として、見附市、中
之島村、与板町、越路
町、三島町を区域とした
二つの地区が該当いた
し、計画策定等町長の諮
問に對して審議する機関
で、委員の数は十名)

二、特別職の職員で非常勤
のもの報酬及び費用弁
償並びに地方自治法第二
〇七条による実費弁償に
關する条例の一部を改正
する条例について
(都市計画審議会委員の
報酬を定めるための条
例)

三、昭和四十四年度三島町
一般会計補正予算(第二
号)について
(都市計画の計画策定費
等で補正額九三八千円で
予算総額一九八、七〇〇千円となつた)

四、昭和四十四年度三島町
正した)

交通事故をなくしよう

- ◎運転するときは酒を飲まない
- ◎運転者には酒をすすめない
- ◎酒を飲んだら運転をしない
- ◎交通事故共済に金具加入いたしましょう

正予算(第一号)について
(国保事務の合理化のた
めに国庫補助で事務改善
をするための補正で、五
九四千円の補正増で、予
算総額四九、七九〇千円
となつた)

正予算(第一号)について
(水道事業会計補正予
算(第一号)について
(水道の第一水源井戸の
ポンプ取替えのための予
算補正で、五〇〇千円補

夏の防犯と事故を
なくしましよう

本格的な夏になり、あつ
い日がつづきますと、水に
よる事故や交通事故が発生
します、事故も年々増える
一方です。

加えて集中する年間の各
種行事、これにともなう、
心のつかれ、からだのつか
れからいろいろな犯罪がうま
れこれも年々増える傾向に
あります。

わざかの心のゆるみから
犯罪につながる要因をつく
ることがありますので、皆
んなでの事に注意して事
故のない夏にしたいもので
す。

与板警察署では特に、次
のことに注意と協力を、
おこなわれます。

・その他不良犯行為の防
止。

◎少年非行の防止
未成年者の飲酒・喫煙・
夜遊び・不良交友・万引

・その他の不適切行為の防
止。

◎性犯罪の防止
婦女子の夜間の一人歩き

や知らない人の車のらな
いよう、また服装などに
は注意する。

◎暴力団犯罪の予防
小さな被害でもすぐ届け
るようにして、明るい町づ
くりに協力をする。

◎水死・水難事故の防
止 幼児からは目をはなさな
い、海水浴は指定の場所
で、家の附近の池や用水に
登記の引渡しが終わらなく
ても契約の成立と同時に売
買代金額を支払うという
趣旨にとれます。

これに対して前金で支
うという場合は、一般には
内金、前金、についてお
知らせ致します。

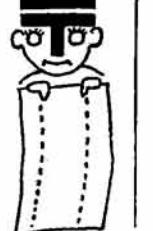
内金売買ということがよ
くいわれますが、これは契
約成立のときに売買代金の
一部を内金として支払い、
残代金は登記や物件の引渡
しと引換えに支払うとい
うやりかたです。

最近交通違反者の中に、
反則金を交通反則が通告セ
ンターへ直送する者が増加し

付された日から十四日目に
長岡通告センター(長岡警
察署構内)に出頭し、改め
て反則通告され、それから
十一日以内に郵便局か銀行
へ反則金を納めることができます。

◎反則金を納めるのは、
内金返還の根拠は、契約
解除の効果としての原状回
復義務(民法五百四十四条)
によります。

| 日 | 種目 |
|----|---------|
| 29 | 妊娠検診 |
| 28 | 予防接種 |
| 19 | 乳児検診 |
| 20 | 生後三ヶ月未満 |
| 21 | 一年未満 |
| 22 | 二年未満 |
| 23 | 三歳児 |
| 24 | 四歳児 |
| 25 | 五歳児 |
| 26 | 六歳児 |
| 27 | 七歳児 |
| 28 | 八歳児 |
| 29 | 九歳児 |
| 30 | 十歳児 |



郵便貯金本人票

八月の衛生行事

